八千代市
我孫子市
鎌ケ谷市
四街道市
八街市
印西市
白井市
富里市
山武市
大網白里市
印旛郡酒々井町
山武郡九十九里町
長生郡白子町
長生郡長柄町

○国土交通省告示第千百五十二号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月十五日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年九月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　東北横断自動車道釜石秋田線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
横手市山内黒沢字下黒沢九五番一から同市山内筏字大堤沢四八番一まで	前	最大 一一二 最小 二二	三五九九
	後	最大 一一二 最小 二二	

○防衛省告示第二百三十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和八年九月十一日次のとおり決定された。

令和八年九月十五日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇七六	旭川近文台演習場	旭川市	国有	建物：約四、二〇〇平方メートル 陸上自衛隊が施設整備を実施するため追加提供する。 使用期間：年約6週間 陸上自衛隊旭川駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
三〇八三	厚木海軍飛行場	綾瀬市	国有	工作物：門等 ユーティリティとして追加提供する。
五一二七	鹿屋飛行場	鹿屋市	国有	建物：約六、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間： 一　令和八年九月十五日から同月二十五日までの間 二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 海上自衛隊鹿屋航空基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○関東地方整備局告示第二百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月十五日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
石岡市田島二丁目五五八九番一から同市石岡字三面寺五五九一番一まで	前	六六・五四～一一二・三三	〇・〇四五
	後	六三・七〇～六八・二六	〇・〇四五

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常陸河川国道事務所

○九州地方整備局告示第九十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月十五日

九州地方整備局長　森下　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
久留米市田主丸町上原字原口三〇五番三からうきは市浮羽町山北字尾上六一三番三まで	前 B	七・〇〇～一七・〇〇	二五・〇〇〇～一四六・〇〇〇	一三・〇〇〇～一三・九八九
	前 A	七・〇〇～一七・〇〇	二五・〇〇〇～一四六・〇〇〇	一三・〇〇〇～一三・九八九
	後 B	七・〇〇～一七・〇〇	二五・〇〇〇～一四六・〇〇〇	一三・〇〇〇～一三・九八九
	後 A	七・〇〇～一七・〇〇	二五・〇〇〇～一四六・〇〇〇	一三・〇〇〇～一三・九八九

上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所